

2018年1月26日 全13頁

事業承継税制の拡充・資産税逃れ対策等

平成30年度税制改正大綱解説④—相続関係税制編

金融調査部
研究員 小林章子

[要約]

- 2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」（大綱）を公表した。本稿は、事業承継税制等、大綱における相続税・贈与税等に関する改正について解説する。
- 課税を軽減する方向での見直しとして、事業承継税制について、中小企業の代替わりを促進するため、要件を大幅に拡充した「特例制度」が10年間限定で創設されることとなった。特例制度では、全ての非上場株式について贈与税・相続税が全額猶予されるほか、事業承継後に経営が悪化したため株式を譲渡した場合でも一定の猶予が受けられる等、後継者の将来リスクを軽減する措置等が盛り込まれている。
- 他方、課税を強化する方向での見直しとして、一般社団法人・一般財団法人を利用した課税逃れに対処するため、同族役員が一定以上いる一般社団法人等の理事の相続について法人に相続税が課税されることとされている。また、いわゆる「家なき子」を利用した小規模宅地等の特例の利用による課税逃れ対策として適用要件が厳格化されている。

目次

1. 相続関係税制（相続税・贈与税等）の見直しの概要	2
2. 課税軽減方向の見直し	3
(1) 事業承継税制の特例制度の創設等	3
①非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設	4
(a) 猶予される株式・猶予税額の拡充	5
(b) 雇用確保要件の大幅緩和	5
(c) 経営環境変化による減免制度	6
(d) 適用対象者の拡充	6
(e) 相続時精算課税制度の適用拡大	6
②現行の事業承継税制の見直し（適用対象者の拡充）	7
③大綱の「基本的考え方」での言及	7

(2) 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設.....	7
(3) 相続税の申告書の添付書類の拡充.....	9
(4) 外国人の出国後の相続税・贈与税納税義務の見直し.....	9
3. 課税強化方向の見直し.....	10
(1) 一般社団法人等を利用した課税逃れに係る対処.....	10
(2) 小規模宅地等の特例の適用要件の厳格化（いわゆる「家なき子」対策等）....	12
4. その他.....	13

1. 相続関係税制（相続税・贈与税等）の見直しの概要

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」¹（大綱）を公表した。今後、2018年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が提出され、2018年3月31日までに法案成立となる見込みである。現在は衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、大綱に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

大綱では、相続において課税される税金（相続税、贈与税、登録免許税）について、課税を軽減する方向での見直しと、逆に課税を強化する方向での見直しが盛り込まれている。

課税を軽減する方向での見直しとしては、例えば、中小企業の代替わりを促進するための10年間の特例措置として、事業承継税制を抜本的に拡充することが盛り込まれた。また、所有者不明土地問題を受けて、相続において発生する所有権移転登記（相続登記）を促進するため、一定の期間内の相続登記について登録免許税を減免することが盛り込まれた。

他方、課税を強化する方向での見直しとしては、一般社団法人・一般財団法人を利用した相続税・贈与税の課税逃れに対処するため、親族役員が過半数を占める一般社団法人等（非営利型を除く）の理事が死亡した場合の相続について、法人に相続税を課税すること等が盛り込まれた。また、小規模宅地等について相続税を減額する特例（小規模宅地等の特例）について、いわゆる「家なき子」等を利用した課税逃れに対処するため、特例の対象となる相続人や宅地の要件を厳格化すること等が盛り込まれた。

その他、大綱に盛り込まれた相続関係税制の見直しの概要は図表1のとおりである。

図表1 相続関係税制の見直しの概要

見直しの方向性	項目	内容	税目	適用対象
課税軽減方向	事業承継税制の特例制度の創設等	特例承継計画（仮称）を一定期間内に提出した特例後継者（仮称）について、全額猶予 雇用確保要件の大幅緩和	相続税 贈与税	2018（平成30）年1月1日～2027（平成39）年12月31日までの間に贈与等により取得する財産

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

課税軽減 方向	事業承継税制の特例制度の創設等	経営状態の悪化を理由に非上場株式の譲渡、会社の合併・解散をする場合について減免 適用対象者の拡大 相続時精算課税制度の適用拡大	相続税 贈与税	2018（平成30）年1月1日～2027（平成39）年12月31日までの間に贈与等により取得する財産
	土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設	先代⇒被相続人への相続登記について、全ての土地を免税 被相続人⇒相続人への相続登記について、登記手続時に10万円以下の特定の市街化区域外の土地に限定して免税	登録免許税	2018（平成30）年4月1日～2021（平成33）年3月31日までの間に受ける所有権移転登記 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）の施行日～2021（平成33）年3月31日までの間に受ける所有権移転登記
	相続税の申告書の添付書類の拡充	戸籍謄本等のコピー等の添付も可とする	相続税	2018（平成30）年4月1日以後に提出する申告書
	外国人の出国後の相続税納税義務の見直し	被相続人が出国前15年以内に10年超国内に住所があった外国人である場合、原則としてその国外財産に相続税・贈与税を課税しない	相続税 贈与税	2018（平成30）年4月1日以後に相続・遺贈・贈与により取得する財産
課税強化 方向	一般社団法人等を利用した課税逃れに係る対処	親族役員が過半数を占める一般社団法人等（非営利型を除く）の理事が死亡した場合の相続について、法人に相続税を課税	相続税	2018（平成30）年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続 ^{（※1）}
		個人から一般社団法人等（非営利型法人等を除く）に対する財産の贈与等について、現行の非課税要件を明確化	相続税 贈与税	2018（平成30）年4月1日以後に贈与・遺贈により取得する財産
	小規模宅地等の特例の適用要件の厳格化	居住用宅地について、別居親族の要件を厳格化 貸付事業用宅地等について、宅地等の要件を厳格化（相続開始前3年以内に貸付けを開始した場合を除く）	相続税	2018（平成30）年4月1日以後に相続・遺贈により取得する財産 2018（平成30）年4月1日以後に相続・遺贈により取得する財産 ^{（※2）}

（※1）2018（平成30）年4月1日前に設立された一般社団法人等については、2021（平成33）年以後に死亡した理事の相続から適用することとされている。

（※2）2018（平成30）年4月1日より前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用されない。

（出所）大綱をもとに大和総研作成

2. 課税軽減方向の見直し

（1）事業承継税制の特例制度の創設等

事業承継税制とは、非上場の中小企業の事業の円滑な承継を促進するために、旧経営者から新経営者への自社株式等（非上場株式等）の贈与・相続に課税される相続税・贈与税の負担を軽減する制度である。

経済産業省の税制改正要望では、現在、中小企業経営者の高齢化が進行しているにもかかわらず、経営者の代替わりに必要な事業承継が進んでいないという状況にあることから²、事業承継を加速させるため、「中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充」として、経営を引き継ぐ際の形態（贈与・相続、売却・M&A、ファンド）に応じた税負担の軽減措置が要望されていた。そのうち、贈与・相続により経営を引き継ぐ場合の軽減措置として、事業承継税制の抜本的な拡充が挙げられていた。

この要望を受け、大綱では、時限的な特例制度の創設をはじめ、事業承継税制の対象を抜本的に拡充することとされている。

①非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設

大綱では、今後5年以内に承継計画を提出しかつ10年以内に実際に承継を行う者を対象とした時限措置として、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度（以下、特例制度）を創設することとされている。

この特例制度は、「特例認定承継会社（仮称）」の「特例後継者（仮称）」が、2018（平成30）年1月1日から2027（平成39）年12月31日までの間に贈与・相続等により取得した財産について適用することとされている。

「特例認定承継会社（仮称）」とは、2018（平成30）年4月1日から2023（平成35）年3月31日までの間に「特例承継計画（仮称）」を都道府県に提出し、経営承継円滑化法上の認定を受けた会社をいう。この間に計画を提出すれば、2018（平成30）年1月1日以後に取得した財産にも遡って特例が適用される。また「特例後継者（仮称）」とは、特例承継計画に記載された会社の代表権を有する後継者で、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有する者でかつ同族関係者のうち最大議決権数を有する者をいう。計画に複数名の後継者が記載されている場合、議決権数上位3名（最大）でかつ総議決権数の10%以上を有する者をいう。

図表2は、この特例制度と現行の事業承継税制との比較表である。

図表2 事業承継税制の特例制度（現行との比較）

項目		現行の事業承継税制	創設される特例制度
(a)	猶予される株式・ 猶予税額の拡充	対象株式上限	3分の2
		猶予割合	評価額の80%（相続税） 評価額の100%（贈与税）
		実質猶予税額	約53% ^(※1) （相続税） 約66% ^(※2) （贈与税）
			全ての株式 評価額の100% 100%（全額）

² 経済産業省では、今後10年間に平均引退年齢の70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者が約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていないとしている。経済産業省「平成30年度経済産業関係 税制改正について」(http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/pdf/zeiseikai_sei.pdf)

(b)	雇用確保要件 ^(※3) の大幅緩和	要件を満たさなくなった場合	納税猶予が打ち切り。税額全額及び利子税を納付	納税猶予は継続。ただし書面の提出義務あり(要件の大幅な緩和)
(c)	経営環境変化による減免制度	納税が減免される場合	後継者の死亡・破産等の場合のみ免除	経営状態の悪化による株式譲渡、合併による会社の消滅、会社の解散の場合にも減免
(d)	適用対象者の拡充	対象となる承継	先代経営者1人から後継者1人への承継のみ対象	経営者以外の複数人(経営者の配偶者、従業員など)から代表権を有する特例後継者(最大3人)への承継も対象
(e)	相続時精算課税制度の適用拡大	対象となる受贈者	贈与者の子又は孫	特例後継者(贈与者の子又は孫に限られない)

(※1) 猶予割合(評価額の80%)×対象株式上限(3分の2)≒53%(小数点以下切り捨て)

(※2) 猶予割合(評価額の100%)×対象株式上限(3分の2)≒66%(小数点以下切り捨て)

(※3) 申告期限の翌日から5年間の平均で、贈与・相続時の雇用数の8割以上を維持することが必要。

(出所) 大綱を基に大和総研作成

(a) 猶予される株式・猶予税額の拡充

現行の事業承継税制では、納税猶予の対象となる自社株式は、相続税の場合は「発行済株式の3分の2までかつ評価額の80%相当額」、贈与税の場合は「発行済株式の3分の2まで(評価額は100%)」に限定されている。そのため実質的に猶予を受けられる税額は、それぞれ約53%、約66%までにとどまる。

大綱では、「特例認定承継会社」についてこの上限を撤廃し、贈与税・相続税のいずれについても、「発行済株式の全てかつ評価額の100%(全額)」まで納税猶予を受けられることとされている。これにより、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担はゼロとなる。

(b) 雇用確保要件の大幅緩和

現行の事業承継税制では、贈与税・相続税の納税猶予を受ける場合、その申告期限の翌日から原則として5年間事業を継続する必要がある(経営承継期間)。その期間内においては5年間平均で贈与・相続時の雇用数の8割以上を維持することが求められており(雇用確保要件)、仮に雇用の8割以上を維持できなかった場合には、納税猶予が打ち切られる³。後継者は、猶予された税額的全額および利子税を納付しなければならない。

大綱では、この雇用確保要件は維持されているものの、雇用確保要件を満たさなくなった場合でも納税猶予が継続できることとされている。すなわち、「特例認定承継会社」については、事業承継後、5年間平均の雇用数が8割未満となった場合でも、納税猶予の期限は確定せず、要件を満たせなくなった理由を都道府県に書面で提出すれば足りる。またその理由が経営状況の悪化である場合または正当な理由と認められない場合でも、認定経営革新等支援機関⁴の指導

³ 経営承継期間の末日から2ヵ月を経過する日が納税猶予の期限となる。

⁴ 経営革新等支援機関とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関として中小企業経営力強化支援

及び助言を受けてその内容をその書面に記載すれば足りることとされている。

(c) 経営環境変化による減免制度

現行の事業承継税制では、贈与税・相続税の納税猶予を受ける場合、その申告期限の翌日から原則として5年間、事業を継続することが必要である。ただし、5年が経過する前に後継者が死亡した場合や会社が破産したとき等の場合には、猶予されていた贈与税・相続税額の減免を受けることができる。他方、取得した自社株式を譲渡した場合や会社を解散した場合などには減免を受けることができない。そのため、会社の経営状態が悪化している状況で株式を譲渡すると、株式の価値が下落しているにもかかわらず、承継時の高い評価額で計算された贈与税・相続税額を納付しなければならないため、後継者にとって負担が大きくなる。

大綱では、「特例認定承継会社」については、経営状態の悪化⁵を理由とした自社株式の譲渡、吸収合併による会社の消滅、会社を解散する場合等についても、猶予されていた贈与税または相続税額を減免することとされている。

おおよそ、事業承継後の自社株式の価値下落分に対応する税額について、免除を受けられる。具体的には、譲渡等の時点での株式価値(譲渡・合併の対価の額⁶または解散時の相続税評価額)で税額を再計算し、その税額と配当等との合計額と、承継時の評価額を基に計算された当初の猶予納税額との差額が免除される。

(d) 適用対象者の拡充

現行の事業承継税制では、対象となる承継は「先代経営者（1人）」から「後継者（1人）」へのものに限定されている。

大綱では、「会社の代表者以外の者」から「特例後継者」への承継についても、特例制度の対象になることとされている。したがって、「特例認定承継会社」については、先代経営者の配偶者や同族関係者など先代経営者以外の者から、代表者である特例後継者（最大3名）に対して自社株式を贈与・相続する場合にも、特例の適用が認められることとなる。

(e) 相続時精算課税制度の適用拡大

相続時精算課税制度とは、将来相続関係が生じる親子間等での生前贈与を行いやすくするために贈与税を大幅に軽減する制度である。贈与者と受贈者の間の相続が推定されること、つまり贈与者と受贈者の間に親子関係（または祖父母・孫関係）があることが要件とされている。そのため、事業承継税制と併用する場合には⁷、先代経営者（またはその配偶者）と後継者の間に親子関係（または祖父母・孫関係）がある場合に、その間での認定承継会社の自社株式の贈

法上の認定を受けた機関をいう。中小企業庁ウェブサイト「認定経営革新等支援機関」(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>)

⁵ ①直近事業年度の3年間のうち2年以上赤字である場合、②直近事業年度の3年間のうち2年以上売上高が減少している場合、③直近事業年度の有利子負債額 \geq 売上高の6ヵ月分の場合、④直近事業年度の同業種の上場会社の株価（1年間平均）がその前事業年度の株価（1年間平均）より下落している場合、⑤その他経営を継続しない特段の理由がある場合等。

⁶ 譲渡・合併時の相続税評価額の50%までが上限となる。

⁷ 平成29年度税制改正により、事業承継税制と相続時精算課税制度との併用が可能となった。

与に限って、利用できることになる。

大綱では、相続時精算課税制度の適用を拡大し、特例後継者（受贈者）が贈与者の推定相続人でない場合にも適用できることとされている。すなわち、「特例認定承継会社」の自社株式の贈与については、贈与者と特例後継者（受贈者）との間に一定の血縁関係があるかどうかに関わらず、贈与税の軽減が受けられることとなる。

②現行の事業承継税制の見直し（適用対象者の拡充）

現行の事業承継税制では、対象となる承継は「先代経営者（1人）」から「後継者（1人）」へのものに限定されている。

大綱では、この適用対象者（贈与者・被相続人）の範囲についても拡大し、先代経営者の配偶者や同族関係者など先代経営者以外の者から贈与・相続する場合にも、事業承継税制が適用できることとされた。なお、特例制度の場合と異なり、対象となる後継者は1人に限られる。

この見直しは、2018（平成30）年1月1日から2027（平成39）年12月31日までの間に贈与・相続等により取得した財産について適用することとされている。

③大綱の「基本的考え方」での言及

中小企業の事業承継については、大綱の「基本的考え方」において、「税制措置だけでなく、予算措置も含めた総合的な支援を行うことが必要」と指摘されている。具体的には、後継者難について、後継者のマッチング支援などのほか、関係省庁において経営者の個人保証の適正化に向けた検討を行っていくことが挙げられている。

（2）土地の相続登記に対する登録免許税⁸の免税措置の創設

近時、実質的な価値がほぼゼロである土地などについて、所有者が不明であるため土地活用が妨げられているといういわゆる「所有者不明土地問題」が社会問題となっている⁹。不動産は登記制度が整備されているものの、登記手続がとられなければ登記名義人と実際の所有者とが一致しないことになる。特に、実質的な価値がほぼゼロである土地などについて相続が発生すると、相続のために必要な「相続登記」（相続人への所有権移転登記）の費用等が土地の価値に見合わないことから、相続人が登記手続を怠ったまま放置し、場合によっては2代、3代にわたって登記がされないままとなり、結果的に登記から所有者を特定することが困難となっているという問題があった¹⁰。

⁸ 土地の登録免許税は、相続・遺贈（相続人に対する場合）による所有権移転登記の場合は土地の固定資産評価額の0.4%、死因贈与・遺贈（相続人以外に対する場合）による所有権移転登記の場合は2%が課税される（登録免許税法別表第1）。

⁹ 民間有識者による所有者不明土地問題研究会の全国調査では、2016年時点で、所有者不明土地は全国の20.3%、面積では九州より広い約410万ヘクタールにのぼることが明らかになった。「所有者不明土地問題研究会最終報告」(http://www.kok.or.jp/project/pdf/fumei_land171213_03.pdf)

¹⁰ 法務省が調査した約10万筆の土地のうち、最後に所有権登記がされてから50年以上経過している土地は、

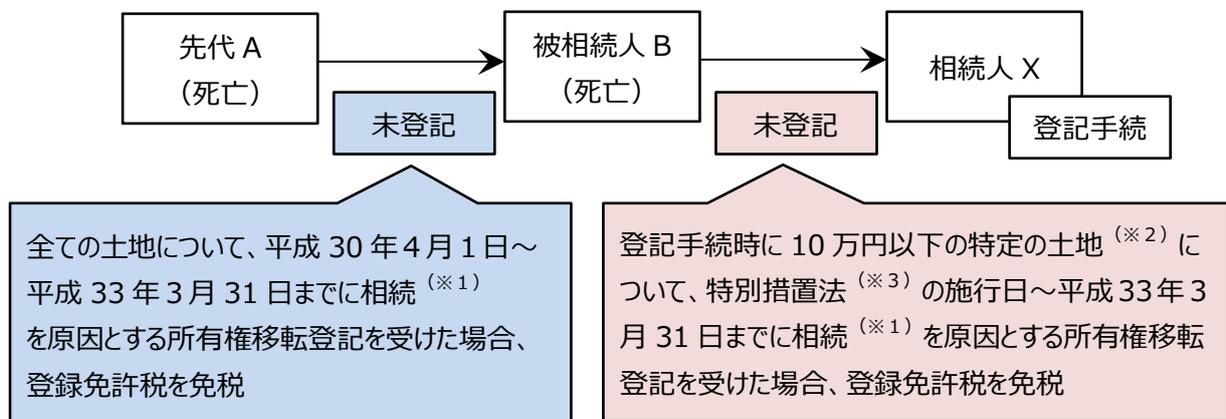
大綱では、相続登記を促進するため、一定の期間に限って、相続登記が未了のまま放置されている土地又は放置のおそれがある土地について相続登記をする場合、登録免許税を免税することとされている（なお、今回の大綱では建物は対象でないため、建物の登録免許税については改正後もなお課税されることになる）。

例えば、ある土地が相続により「先代A→被相続人B→相続人X」と移転し、いずれの移転登記も未登記のままである場合に、相続人Xが登記手続をする場合を考える（図表3）。

まず先代の相続（先代A→被相続人B）について、大綱では、2018（平成30）年4月1日から2021（平成33）年3月31日までの間に所有権移転登記を受けた¹¹全ての土地について、登録免許税が免税となることとされている。対象となる土地の種類や価額は限定されていない¹²。

他方、直近の相続（被相続人B→相続人X）について、大綱では、登記手続時の価額が10万円以下であり、かつ市街化区域外で法務大臣が指定する土地について相続登記をする場合に限って、登録免許税が免税となることとされている。この見直しは、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）」の施行日から2021（平成33）年3月31日までの間の所有権移転登記について適用することとされている。なお、この措置が前提とする「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）」は個人のみを対象とする予定であることから、免税を受けられるXは個人に限られる（法人は不可）。

図表3 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置



(※1) 遺贈・死因贈与を含む。

(※2) 市街化区域外の土地で、市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地をいう。

(※3) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）をいう。なお、法案は2018（平成30）年の通常国会に提出される模様である。

(出所) 大綱を基に大和総研作成

大都市において6.6%、中小都市・中山間地域において26.6%にのぼったとしている。法務省「不動産登記簿における相続登記未了土地調査について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00291.html)

¹¹ 大綱ではこの期間内に「登記を受け」とされているが、登記手続日と登記日にタイムラグがあることを考えると、期間内に登記手続をすれば足りると思われる。

¹² 法務省の要望段階では土地の所有期間についての要件があったものの、大綱では削除されている。

(3) 相続税の申告書の添付書類の拡充

相続においては、被相続人の「相続財産」のほか「法定相続人」を明らかにする必要がある。そのため、現行では、相続人が相続税の申告書を提出する際の添付書類として、被相続人の死亡時の財産等についての明細書のほか、被相続人の「戸籍謄本」等の添付を求めている。

この戸籍謄本等は、被相続人の全ての法定相続人を明らかにするためのものであることから、被相続人が生まれてから亡くなるまでの一連の戸籍謄本等の束を用意しなければならない。また、この謄本は役所から交付される「原本」であることが必要である。したがって、相続人は、用意した戸籍謄本等の束を、相続税の申告、預貯金の払い戻し、不動産の移転登記などの相続の手続ごとに窓口へ提出し返却を受けてから次の手続に移るか、戸籍謄本等の束を複数セット用意して手続する必要があり、相続人にとっては時間や費用の面で負担が大きい。

大綱では、この添付書類の範囲を拡充し、戸籍謄本等の原本以外にも、戸籍謄本等を複写（コピー）したものの添付も可能とされている。また大綱には明示されていないが、2017（平成 29）年 5 月 29 日から運用が始まっている「法定相続情報証明制度」で取得できる「法定相続情報一覧図」の写しも含まれると考えられる¹³。この見直しは、2018（平成 30）年 4 月 1 日以後に提出する申告書から適用することとされている。

(4) 外国人の出国後の相続税・贈与税納税義務の見直し

日本に居住すると、出国後に国外財産を相続、遺贈または贈与（以下、相続等）した場合でも相続税・贈与税が課税されうるため、有能な外国人が日本への居住を避ける要因になっている。そこで有能な外国人の受入れを促進するため、平成 29 年度税制改正においても、国外財産の課税範囲の見直しが行われていた。これは就労のために一時的に居住¹⁴している外国人についての課税を見直したもので、一時的居住以外の外国人についての課税の問題はなお残っていた。

大綱では、有能な外国人の受入れと長期滞在を更に促進するため、一時的居住以外の外国人についての出国後の相続税・贈与税納税義務を見直すこととされている。具体的には、相続等の時に国外に居住している外国人間での相続等について、被相続人が出国する前 15 年以内に 10 年超国内に住所があった場合でも、原則として相続税・贈与税を課税しないこととされた（図表 4）。ただし、課税逃れを防止するため、贈与者が出国してから 2 年以内に国外財産を贈与し、かつその間に再び国内に住所を有していた場合（出国から 2 年以内に再び日本に住所を戻した

¹³ 「法定相続情報一覧図」は、2017（平成 29）年 5 月 29 日から運用が始まっている「法定相続情報証明制度」で取得できる。相続人（又はその代理人）は、被相続人の一連の戸籍謄本のほか、住民票の除票などを用意して「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局で認証文つき一覧図の写しの交付を受け、その写しを戸籍の束の代わりに提出することで手続きができる。法務省ウェブサイト『法定相続情報証明制度』について（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html）

¹⁴ 過去 15 年以内に国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以下である場合をいう。

場合)¹⁵は、出国後に贈与した国外財産に贈与税が課税される。

この見直しは、**2018（平成 30）年 4 月 1 日以後に相続等によって取得する国外財産**について適用することとされている。

図表 4 国外財産の課税範囲の見直し

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に居住		国外に居住		
		原則	一時的 居住 ^(※1) の外国人 ^(※2)	日本国籍あり		日本国籍なし
				10年以内に国内に住所あり	10年超国内に住所なし	
国内に居住	原則	○	○	○	○	○
	一時的居住 ^(※1) の外国人 ^(※2)	○	×	○	×	×
国外に居住	10年以内に国内に住所あり	○	○	○	○	○
	うち、一時的居住以外 ^(※3) で日本国籍なし	○	○	○	○	×
	うち、一時的居住 ^(※1) で日本国籍なし	○	×	○	×	×
	10年超国内に住所なし	○	×	○	×	×

○…国内財産・国外財産ともに課税、×…国内財産のみ課税、下線部分：大綱による見直し

(※1) 過去 15 年以内に国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以下であること。

(※2) 出入国管理及び難民認定法の別表第一の在留資格を有する者。

(※3) 過去 15 年以内に国内に住所を有していた期間の合計が 10 年超であること。

(出所) 大綱を基に大和総研作成

3. 課税強化方向の見直し

(1) 一般社団法人等を利用した課税逃れに係る対処

現行の相続税法上、「持ち分の定めのない法人」に対して財産が贈与・遺贈された場合、その贈与等により贈与者等の親族など特別の関係がある者の税負担が不当に減少する結果と認められるときは、その法人を個人とみなして、贈与税・相続税が課税される（相続税法 66 条 1 項・4 項、相続税法施行令 33 条 3 項）。つまり、贈与等がこのような不当減少行為と認められない限り、持ち分の定めのない法人は贈与等を受けた財産に対して課税されずにすむ。そのため、財産の受け皿として、親族等を役員とする一般社団法人または一般財団法人を設立した上で、その法人に財産を贈与・遺贈することで、役員交代による支配権の移転を通じて、実質的に非課税で財産の承継を実現するという課税逃れのケースが問題となっていた¹⁶。特に、非営利型以外の一般社団法人等の場合、役員のうち親族割合の制限がないうえ、解散すれば残余財産

¹⁵ 大綱では、「贈与者が、国内に住所を有しないこととなった日から同日以後 2 年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったとき」とされている。

¹⁶ 一般社団法人は設立の登記のみで設立することができ（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 22 条）、設立が非常に容易であるうえ、構成員の資本持分はなく、配当や払い戻しは想定されていない。一般財団法人も登記のみで設立でき（163 条）、財産の集合体であるため当然配当や払い戻しは想定されていない。

の分配が可能であることから問題は大きい。

大綱では、このような課税逃れに対処するための相続税法の見直しが盛り込まれた。

まず、一般社団法人または一般財団法人（公益財団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下、一般社団法人等）のうち、総役員の過半数を同族役員¹⁷が占めている「特定一般社団法人等」¹⁸については、その理事¹⁹が死亡した場合の相続において相続税を課税することとされている。その際、「特定一般社団法人等」は、**図表5**のとおり算出した金額に相当する財産を、被相続人である理事から遺贈により取得したものとみなされる²⁰。

この見直しは、2018（平成30）年4月1日以後に死亡した理事の相続について適用することとされている。ただし、2018（平成30）年4月1日前に設立された一般社団法人等については、2021（平成33）年以後に死亡した理事の相続から適用することとされている²¹。

図表5 「特定一般社団法人等」が遺贈により取得したとみなされる財産額の計算式

$$\text{遺贈により取得したとみなされる財産額} = \left(\frac{\text{特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{理事死亡時の同族役員の数（注）}} \right)$$

（注）被相続人（死亡した理事）も含む。

（出所）大綱を基に大和総研作成

さらに、個人から一般社団法人等に対する財産の贈与・遺贈に係る贈与税・相続税について、現行の非課税要件の適用関係が不明確であることから、この要件を明確化することとされている（**図表6**）。個々の要件の内容自体について見直すものではなく、要件の一部を満たさない場合には課税されることを明確化するものである。

この見直しは、2018（平成30）年4月1日以後に贈与または遺贈により取得する財産について適用することとされている。

図表6 一般社団法人等の贈与税等の非課税要件の明確化

（見直し前）法人が①～⑤の要件を満たす場合、その法人への贈与・遺贈は不当減少行為にあらず、贈与税・相続税が課税される。

（見直し後）法人が①～⑤の要件のいずれかを満たさない場合、その法人への贈与・遺贈は不当減少行為にあたり、贈与税・相続税が課税される。

¹⁷ 「同族役員」とは、理事のうち、被相続人、その配偶者または3親等以内の親族その他特殊関係者（被相続人が会社役員となっている会社の従業員等）をいう。

¹⁸ 「特定一般社団法人等」とは、相続開始直前か、相続開始前5年以内のうち3年以上の期間において、総役員の過半数を同族役員が占めている法人をいう。

¹⁹ 相続開始前5年以内に退任した理事を含む。

²⁰ なお、被相続人である理事から受けた贈与等につき支払い済みの贈与税等がある場合は、相続税額から差し引かれる。

²¹ 「特定一般社団法人等」の要件となる期間（相続開始前5年以内のうち3年以上）においては、2018（平成30）年3月31日以前の期間はカウントしない。

- ①運営組織が適正であること。
- ②役員等のうち、親族関係を有する役員等およびそれと特殊の関係がある者^(※)の人数が、理事、監事、評議員などの各役員の人数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下とすることが定款等に定められていること。
- ③財産の贈与者等、法人の設立者、社員、役員等またはこれらの者の親族等に対し、解散した場合の財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、施設の利用等、財産および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- ④解散した場合の残余財産が国、地方公共団体、公益社団法人等に帰属することが定款等で定められていること。
- ⑤法令違反の事実、帳簿操作等の公益に反する事実がないこと。

(※)「特殊の関係がある者」とは、親族関係を有する役員等の内縁配偶者、同一生計の使用人、これらの同一生計の親族のほか、役員等が会社役員となっている他の法人等が含まれる（相続税法施行令33条3項1号）。

(出所) 大綱を基に大和総研作成

(2) 小規模宅地等の特例の適用要件の厳格化（いわゆる「家なき子」対策等）

被相続人等が居住用や事業用に使用していた宅地等で、一定の建物または建築物の敷地の用に供されているものを相続により取得した場合、相続税の財産評価において、一定限度の面積まで評価額が減額される特例（小規模宅地等の特例）を受けることができる。例えば被相続人の居住の用に供していた宅地（居住用宅地）については330㎡まで80%、貸付事業の用に供していた宅地（貸付事業用宅地等）については200㎡まで50%の減額を受けることができる。

大綱では、この特例を利用した課税逃れを防止するため、適用要件などが一部厳格化されている（図表7）。

図表7 小規模宅地等の特例の適用要件の見直し

	現行の適用要件	見直し後の適用要件	適用対象
居住用宅地 (別居親族が相続人として適用を受ける場合)	◇被相続人：配偶者及び同居相続人がいないこと ◇相続人（別居親族）：相続開始から3年以内に自己または配偶者の持ち家に居住していないこと	◇被相続人：配偶者及び同居相続人がいないこと ◇相続人（別居親族） ・相続開始から3年以内に自己または配偶者、 3親等内の親族、関係する同族会社・一般社団法人等 の持ち家に居住していないこと ・ 相続開始時に居住していた家屋を過去所有したことがないこと	2018（平成30）年4月1日以後の相続
貸付事業用宅地等	相続開始の直前に被相続人等の貸付事業の用に供されていたこと	相続開始の直前に被相続人等の貸付事業の用に供されていたこと（ 相続開始前3年以内に貸付事業を開始した場合を除く （※1））	2018（平成30）年4月1日以後の相続 ^(※2)

(※1) ただし、相続開始前3年超の間、事業的規模で貸付事業を行っている場合は特例の対象になる。

(※2) ただし、2018（平成30）年4月1日前に貸付事業を開始した不動産には適用されない。

(出所) 大綱を基に大和総研作成

居住用宅地については、いわゆる「家なき子」要件を利用した課税逃れの対策が盛り込まれた。すなわち、現行では、被相続人と別居している親族（別居親族）が相続人となる場合は、相続開始から3年以内に、自己または配偶者の持ち家に居住していない「家なき子」であれば、特例の適用を受けられる。そこで、別居親族が特例の適用を受ける目的で、自己の持ち家を他の親族などにいったん売却して意図的に「家なき子」となり、その家を借りて居住を続け、相続税の減額を受ける課税逃れのケースが問題となっていた。

大綱では、特例の対象となる別居親族の要件について、現行の要件に加えて、「相続開始から3年以内に『3親等内の親族、関係する同族会社・一般社団法人等』の持ち家に居住していないこと」かつ「相続開始時に居住していた家屋を過去所有したことがないこと」が追加されることとされた。この見直しにより、上記のケースは特例の対象から除外されることになる。

貸付事業用宅地等については、現金などを貸付不動産に転換して行う課税逃れの対策が盛り込まれた。すなわち、現行では、相続開始の直前において被相続人の貸付事業の用に供されていれば、特例の適用を受けられる。そこで、特例の適用を受ける目的で、現金などで一時的に不動産を購入して貸付事業を行うことであらかじめ被相続人の財産を不動産に転換しておき、相続税の減額を受ける課税逃れのケースが問題となっていた。

大綱では、特例の対象となる宅地等について、「相続開始前3年以内に貸付事業を開始した場合」が除外されることとされた。ただし、この期間内であっても、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者による貸付けの場合は特例の対象になる。この改正により、上記のケースは特例の対象から除外されることになる。

また、被相続人が介護施設に入居した場合、現行では要件を満たさないため特例が適用されないが、大綱では「介護医療院²²」に入所したことで被相続人の居住の用に供されなくなった**家屋の宅地等についても、特例が適用できる**こととされている。

これらの見直しは**2018（平成30）年4月1日以後の相続**から適用することとされている。ただし、貸付事業用宅地等に関する見直しは、2018（平成30）年4月1日前に貸付けを開始した不動産には適用されない。

4. その他

相続・贈与の税制について、他にも農地等の相続税・贈与税の納税猶予制度の見直しや、美術品の相続税の納税猶予制度の創設などが大綱に盛り込まれている。

相続に関しては、民法の規定の見直しも進められており、現在要綱案が取りまとめられたところである²³。相続をとりまく法律・制度の見直しには、今後ますます注視が必要だろう。

²² 介護医療院とは、2017（平成29）年介護保険法改正で創設される、要介護高齢者のための長期療養・生活施設をいう。

²³ 部会資料26-1「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（案）」（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900346.html>）